

# 建築 CPD 情報提供制度の活用への手引き

平成 26 年度版

平成 26 年 7 月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 建築 CPD 情報提供制度の概要	2
2-1 建築 CPD 情報提供制度とは	2
2-2 制度参加のメリット等	3
2-3 他団体の CPD 制度との関係性	3
3. 活用方針等	4
3-1 活用方針	4
(1) 単位会が独自に企画する講習会の場合	4
(2) 日事連が企画し、全国的に開催する講習会の場合	4
3-2 単位会主催の認定プログラムの例	5
4. 手続き	6
4-1 単位会が行う手続き	6
(1) 講習会実施前に行うこと（プログラム申請等）	6
(2) 講習会実施中に行うこと（CPD 受付の設置等）	9
(3) 講習会実施後に行うこと（出席者名簿の送付）	11
4-2 受講者が制度に参加するための手続き	11
(1) 参加登録申請	11
(2) 実績の登録、確認および証明	13
5. CPD 実績を活用している地方整備局及び地方公共団体等	16
建築 CPD 情報提供制度を活用している地方整備局及び地方公共団体等一覧	17
6. Q&A	18

## 1. はじめに

平成18年に建築関係諸団体がそれぞれのCPD※制度を互いに活用・連携する形で、建築CPD情報提供制度（事務局：公益財団法人 建築技術教育普及センター）が創設され、これまで、単位会等において活用されてきているところです。本制度は、その後の制度改善等を経て、複雑で分かりづらい制度になっているようにも見えます。しかし、制度の仕組みを正しく理解すれば、決して難しいものではありません。

この手引きでは、制度理解のために必要な情報を盛り込み、単位会がCPD制度をより一層活用していただくための一助となるべく作成いたしました。本手引きは、（公財）建築技術教育普及センターのCPD関連資料等を基に作成しております。

単位会におかれましては、この手引きを活用され、CPD制度に対する理解を深め、円滑に業務が実施されるよう望む次第です。

なお、本資料は平成26年6月時点で明らかになっている情報を基に作成しておりますので、その後の制度運営状況等によっては、一部変更になっている可能性がありますのでご注意ください。

### ※CPD：Continuing Professional Development

（継続的能力・職能開発または継続職能研修と訳される。）

## 2. 建築 CPD 情報提供制度の概要

### 2-1 建築 CPD 情報提供制度とは

建築 CPD 情報提供制度は、建築士、建築設備士等<sup>※1</sup>（以下、「建築士等」）の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成18年に建築関係諸団体<sup>※2</sup>が、それぞれの CPD 制度を互いに活用・連携する形で、新たに立ち上げた制度です（事務局：公益財団法人 建築技術教育普及センター）。

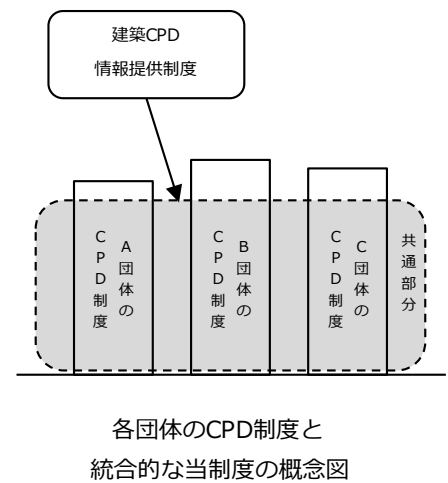
本制度がスタートしたことにより、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。

本制度では、制度に参加登録した建築士等が、一定の基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理します。さらに、その内容を証明することで、行政等が、建築士等の継続職能・能力開発の実績に対する評価に用いることができます。

既に、国土交通省では、平成20年5月に、官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度の実績を組み入れる方針を決定するとともに、地方自治体におきましても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっています（17ページ参照：本制度を活用している地方整備局及び地方公共団体等一覧）。

また、本制度への参加者は、約2.75万名おり（平成26年5月現在）、認定プログラム数も平成25年度単年で13,522件に達するなど、制度の規模も拡大しているところです。

自らの知識・技能の維持向上を図っていく際の指標として、また、建築士事務所の信頼向上を図るための一助として、本制度への参加が有用なものとなっています。



※1：建築士、建築設備士等＝建築士、建築設備士、建築施工管理技士

※2：建築関係諸団体（12団体）

（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、  
（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会<sup>※3</sup>、（一社）日本建築構造技術者協会、（公財）建築技術教育普及センター、（一財）建設業振興基金

※3：建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、  
（一社）日本設備設計事務所協会、（公財）建築技術教育普及センター

## 2-2 制度参加のメリット等

会員事務所の建築士等が本制度へ参加することによるメリット等として、以下の様なものが考えられます。

- ①建築士等が、講習・研修等を受講する際のインセンティブとなり、自らの能力の維持向上に向けた自発的な取り組みが促進される効果が期待できます。
- ②本制度により、受講実績データが管理・蓄積されるため、建築士等が、新たな知識・技能等を習得すべく講習・研修等を受講していく際の一つの指標となり得ます。
- ③本制度の実績証明書は、建築士事務所の中で証明を必要とする建築士等の一覧の形で発行されるため、各建築士事務所において、管理建築士をはじめとする所属建築士の講習・研修等の受講状況を把握・管理することができます。なお、受講状況については、(公財)建築技術教育普及センターHPで個人別に確認可能です。
- ④本制度の実績が、公共建築物の設計及び工事監理業務の受注者選定に際し、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価の対象となります(国土交通省官庁営繕部、一部地方自治体等)。

## 2-3 他団体の制度との関係性

建築関連のCPD制度は、建築CPD情報提供制度の他に、主に3団体\* (建築士会、建築家協会及び建築設備士関係団体CPD協議会)のCPD制度があります。これら3団体のいずれかのCPD制度に申請し、認定されたプログラムは、当該団体のCPD制度の認定プログラムであると同時に、そのほとんどが自動的に建築CPD情報提供制度の認定プログラムにもなります(認定制度認定)。ただし、下表のように、建築士会及び建築家協会では独自で認定しているプログラム等があり、それについては当該団体のCPD制度のみで単位取得できることとなります。

また、上記3団体ではなく、建築CPD情報提供制度に申請し、認定されたプログラムの場合は、建築CPD情報提供制度の認定プログラムであると同時に、その全てが自動的に上記3団体の認定プログラムにもなります。

※(一財)建設業振興基金も、建築CPD情報提供制度より認定制度認定を受けております。

主な建築関連のCPD制度とその認定基準(参考)

形態		建築CPD 情報提供制度	建築士会CPD	建築家協会CPD	建築設備士関係団体 CPD協議会
参加学習型	建築士定期講習	○	○	○	○
	管理建築士講習	×	○	△	×
	特別認定講習会	○	○	○	○
	講習会	○	○	○	○
	見学会	○	○	○	○
	認定教材	×	○	×	×
自己学習型	読書	×	×	○	×
情報提供型	講師	○	○	○	○
	社会貢献	○	○	○	○
	執筆	×	×	○	×
	組織内活動(委員会等)	×	×	○	×
推奨単位		12/年間	12/年間	108/(3年間)	250/(5年間)
参加登録の対象者		建築士、建築設備士等	全ての建築関連技術者	誰でも可	建築設備士

△…プログラムの認定は不可ですが、講習を受講後に自主研修申請を行うことでCPD単位として認定されます。  
注…各団体によって認定基準が異なる可能性がありますので、詳細については各団体にお問い合わせください。

### 3. 活用方針等

#### 3-1 活用方針

単位会においては、開催する講習会等はある限り建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとして開催することが望まれます。講習会等を認定プログラムとして開催するためには、単位会がプロバイダ（講習会等実施者）登録をしている必要があります。まだプロバイダ登録をしていない単位会においては、初回のプログラム申請をする際に、同時にプロバイダ登録を行うこととなりますので、必ずプログラム申請の前に下記の建築技術教育普及センター担当者にその旨の連絡をしてください。

また、シンポジウム、見学会、建築相談会等もプログラムの認定対象となっており、認定されたプログラムは建築技術教育普及センターの HP ([https://jaeic-cpd.jp/cpd\\_prg\\_list.php](https://jaeic-cpd.jp/cpd_prg_list.php)) で公開されます。認定プログラムが情報公開されることにより、より多くの方が受講する効果が期待できます。また、会員価格で受講できる利点があれば、CPD 単位を多く取得したい方に対しての入会促進にも繋がると考えられます。

建築士事務所協会では、協会主催の講習会において、以下の2つのパターンで制度活用を図ります。

##### (1) 単位会が独自に企画する研修(講習)会の場合

- ・単位会がプログラムの認定を申請するか否かの判断は地域の事情等を勘案し、単位会が判断します。
- ・単位会は地域の実情に応じて、会員建築士事務所に対し、管理建築士及び所属する建築士の「建築 CPD 情報提供制度」への参加促進の PR を行います。
- ・単位会がプロバイダとなり、原則として単位会が CPD プログラム申請をします（日事連を経由しない）。

##### (2) 日事連が企画し、全国統一的に開催する研修(講習)会の場合

例. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会、建築士事務所のトラブル予防研修会

- ・日事連は、単位会や会員建築士事務所等における研修(講習)等のニーズを把握し、必要に応じて全国統一的に開催するプログラムの提案・企画を行います。
- ・日事連は、単位会が「建築 CPD 情報提供制度」へ参加するに際して、単位会に対し必要な情報提供等の協力を行います。
- ・日事連がプロバイダとなり、単位会の実施状況を取りまとめて、原則として日事連が CPD プログラム申請をします。

建築 CPD 情報提供制度に係る申請・相談・連絡先

(公財)建築技術教育普及センター

CPD 担当：情報・普及部 三浦

所在地／〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング

TEL／03-5524-3105

FAX／03-5524-3223

電子メール／[k-cpd@jaeic.or.jp](mailto:k-cpd@jaeic.or.jp)

### 3-2 単体会主催の認定プログラムの例

単体会では、様々なプログラムを CPD 認定プログラムとして開催しています。下記に、単体会主催の認定プログラムの一例を紹介します。このようなプログラムも認定されますので、参考にしてください。

本制度の認定プログラムの詳細は、建築技術教育普及センターHP で確認することができます。他にも様々なプログラムが認定されていますので、以下の HP でご確認ください。

(CPD 情報システム: [https://jaeic-cpd.jp/cpd\\_prg\\_list.php](https://jaeic-cpd.jp/cpd_prg_list.php))

#### 認定プログラム例

プログラム名	復興の歓び 弘道館～過去から現在、そして未来へとつなぐ文化遺産～
プロバイダ名	茨城県建築士事務所協会
形態	講習会
日時	2013年5月31日 15:30～ 2013年5月31日 16:50 迄
単位数	1時間
概要	県民の貴重な文化遺産であり、県を代表する観光の拠点である弘道館は東日本大震災により甚大な被害を受け、現在も復旧に向けての努力が続けられています。弘道館は水戸藩第9代藩主徳川斉昭によって天保12年（1841年）に藩校として創建されたもので、今回の講演では創建から現代までの歴史にあわせ、東日本大震災による被災と復旧への歩みを紹介するものです。

プログラム名	「神奈川の木を知って、使おう!!」研修会
プロバイダ名	神奈川県建築士事務所協会
形態	見学会
日時	2013年2月6日 8:30～18:00
単位数	3時間
概要	神奈川県には、丹沢大山や箱根といった山々を中心に、約40%近くを占める森林があります。今回は、県内にある神奈川県産木材を扱っている製材工場（プレカット工場含む）をメインに見学すると共に製材工場それぞれが扱っている材の仕様、特徴等についても説明を受けます。神奈川県産木材を知り、これからの設計業務に積極的に活用して頂くことを願い、企画致しました。

プログラム名	6支部事業「グランフロント大阪」見学会
プロバイダ名	大阪府建築士事務所協会
形態	見学会
日時	2013年6月21日 15:00～17:30
単位数	3時間
概要	駅前広場→Aブロック低層部、オフィス→Bブロック低層部、ナレッジサロン、オフィス→外構廻りのコースを設計担当者から直接説明を受けながら、通常は入れない部分の見学会を行う。

## 4. 手続き

### 4-1 単位会が行う手続き

本制度を活用するためには、単位会が実施するプログラムを、その都度、本制度のプログラムとして、認定を受ける必要があります。ここでは、単位会が CPD 認定プログラムを開催するに当たっての具体的な手順について説明します。

#### (1) 講習会実施前に行うこと（プログラム申請等）

##### ①プログラムの申請

##### (i) 単位会が独自に企画するプログラム（講習会等）の場合

単位会がプロバイダ（講習会等実施者）となり、建築技術教育普及センターへプログラムの申請を行います。

講習会実施日の20日前までに、**[書式] 講習会情報入力書（CPDプログラム申請用）Excel ファイル**に講習会情報を記入し、建築技術教育普及センターへプログラムの申請を行ってください。

[申請方法の詳細は下記**参考1** **CPDプログラム認定の申請の方法について**参照]

なお、単位会が初回のプログラムの認定を受ける際には、認定申請と同時にプロバイダ登録が必要になりますので、必ず事前に建築技術教育普及センター担当者と連絡をとってください。

[書式] 講習会情報入力書（CPDプログラム申請用）Excel ファイル

No.	申請年月日	プロバイダID	申請先制度	プロバイダ名	協賛会社名	形態	社内研修	分野	単位数	講師単位数	講師氏名	情報表示	プログラム名
例示	2013/4/1	10000038	00	公益財団法人建築技術教育普及センター		K140		0B120	3.00		000大学		1000講習会
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

#### 参考1 CPDプログラム認定の申請方法について（建築技術教育普及センター作成資料より作成）

プロバイダは、建築 CPD 運営会議プログラム審査会（以下、「運営会議プログラム審査会」）に認定申請を行ってください。

初回は、事前に「2. 4 認定申請書等提出先」（下掲）までご連絡ください。

初回の手続きは、申請と同時にプロバイダに関する情報の登録も必要となります。

プロバイダは、建築 CPD 運営会議が定める規則を遵守しなければなりません。

#### (1) 受付時期

初回は、運営会議プログラム審査会の開催日の1週間前までに申請してください。運営会議プログラム審査会の開催日程につきましては、（公財）建築技術教育普及センターHP (<http://www.jaeic.jp/>) をご確認ください。

運営会議プログラム審査会は、原則として2ヶ月ごとに開催する予定です。

2回目以降は随時受け付けます。但し講習会等のプログラム実施日の20日前までに申請してください。



## (2) プログラム認定手数料

申請の際には、下記のいずれかの手数料を承ります。

- イ) 1～9件まで 5, 142円/件
- ロ) 10件以上の**一般**講習 51, 429円/年間
- ハ) 10～49件の**企業内**研修 51, 429円/年間  
50件以上の場合は+25件ごとに25, 714円加算されます。  
50～74件 77, 143円/年間  
75～99件 102, 857円/年間

毎年2月末頃に年度内の申請件数に応じて請求書を発行します。3月末までにご入金をお願いします。なお、一旦お振込みになりました手数料は、原則として返金いたしませんのでご注意ください。

振込先：三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430  
公益財団法人 建築技術教育普及センター

## (3) 認定申請に必要な書類

- ・建築 CPD 運営会議プログラム認定審査申請書

(事務局より電子ファイルを差し上げます。「2.4 認定申請書等提出先」まで、お手数ですがご連絡ください。)

なお、講習会等の内容について審査の過程において、更に詳細な資料(例えば講習会のパンフレット、講習会のテキスト等)の提出をお願いする場合があります。

※特別認定講習会の申請をする場合は、

- ・講習会で使用するテキストを運営会議プログラム審査会に提出し、審査を受ける必要があります。テキストの提出は、(一社)日本建築士事務所協会連合会が行います。
- ・寄付行為若しくは定款が必要になります。

## (4) 認定申請書等提出先

提出先：建築 CPD 運営会議事務局 ((公財)建築技術教育普及センター内)  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング)  
TEL：03-5524-3105 FAX：03-5524-3223  
E-mail：k-cpd@jaeic.or.jp

## (5) 変更の届出

プロバイダは、申請内容や実施時間に変更があった場合には、建築 CPD 運営会議事務局((公財)建築技術教育普及センター内)まで届け出てください。(様式任意)

## (6) 認定結果のお知らせ

審査終了後直ちに、審査結果を記載したプログラム認定証明書を送付します。

証明書に記載されているプログラム ID は、出席者名簿の提出時に使用します。

認定プログラムは、原則、運営会議ホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) の認定プログラム一覧に掲載いたします。(CPD 情報システム)

なお、資料等の不足等により審査が終了しない場合には、必要な資料の提出を求め、次回運営会議プログラム審査会で審査を行います。

( ii ) 日事連が企画し、全国統一的に開催するプログラム（講習会等）の場合

日事連がプロバイダ（講習会等実施者）となるので、単位会は、日事連にプログラムの日程等の情報を提供します。その後、日事連が取りまとめ、建築技術教育普及センターへプログラムの申請を行います。

単位会は、講習会実施日の20日間前までに、**[書式] 講習会情報入力書 (CPD プログラム申請用) Excel ファイル**に講習会情報を入力し、日事連に送付します。日事連がプロバイダ（講習会等実施者）となり、建築技術教育普及センターへプログラムの申請を行います。

( iii ) 建築士定期講習の場合

建築士定期講習については、プログラムの申請・出席者名簿(CPD 受付)の設置は必要ありません。同講習の修了考査で受講確認が図れるためです。同講習の修了判定結果の発表と同時に CPD 記録が行われます。(平成26年4月より)

※CPD 単位の取得を希望する建築士定期講習の講師については、従来通り建築教育センターへの名簿提出が必要です。「一級/二級/木造建築士定期講習 建築 CPD 情報提供制度認定プログラム講師名簿」に必要事項を記入し、建築 CPD 運営会議事務局 (k-cpd@jaeic.or.jp) にご提出ください。

②プログラムの認定

申請されたプログラムが認定されると、運営会議プログラム審査会より、プログラム ID が記載されたプログラム認定証明書が送付されます。日事連を経由してプログラム申請を行っている場合、認定証明書は日事連より送付します。

認定されたプログラムはこのプログラム ID により管理され、建築技術教育普及センターホームページの認定プログラム一覧 ( <http://www.jaeic.or.jp/kcpd-program.htm> ) に掲載され、公開されます。

[プログラム認定の判定についての詳細は、**参考2 建築 CPD 運営会議プログラム判定指針等** 参照]

**参考2** 建築 CPD 運営会議プログラム判定指針等 (建築技術教育普及センター作成資料)

○建築 CPD 運営会議プログラム判定指針

判定指針の性格：運営会議プログラム審査会及びプログラム認定制度認定を受けた団体のプログラム審査機関がプログラムの審査・認定する際の指針

(1) 認定時間についての指針

- ① 昼食時間は対象外とする。
- ② 移動時間は対象外とする。
- ③ 認定時間数の最小時間は1時間とする。
- ④ 1時間未満の扱いについては、30分未満は0時間、30分以上は1時間とする。

(2) 否認プログラムについての指針

- ① 懇親やレクリエーションを目的とするプログラム
- ② プログラム審査会時点において、実施済のプログラム

③ CPD プログラムの形態・分野分類表にあてはまらないプログラム

(3) 2日間以上にわたるプログラムについての指針

① 1日毎に分けられるものについては、1日単位での認定とする。

(4) 企業内研修及び講師派遣型企業内研修（以下、「企業内研修等」）認定の際の特記事項  
企業内研修等については、以下に定める条件を付すこととする。

① プログラムの実施、出席者名簿の管理について、企業内（講師派遣型企業内研修については、プロバイダ企業内）に特定の責任者（研修に関し責任ある立場の者、以下「責任者」。）を定める。

② 企業内研修等の確実な実施(\*1)、出席者名簿の適正な管理(\*2)を確認できる資料を責任者が保管し、建築 CPD 運営会議の求めに応じて提出する。

\*1：研修資料、研修実施中の写真

\*2：受講者の自署による出席者名簿もしくは社員証等の IC カード等による電子記録

○判定事例

(1) 大会の取扱いについて

・2006年度日本建築学会大会 9/7・8・9 9:00～17:00

昼休みを除いた実時間7時間に対して、その他の休憩時間として1時間を差引いた6時間で認定。

(2) 否認されたプログラム

例. 資格を取得するためのプログラム

・CASBEE 評価員養成講習

・「建築物等調査・鑑定業務登録事務所」必修研修会

内容的には問題ないが、業務独占的な資格取得のための講習会であり、その資格を取得することにより取得者が業務上の大きな利益を期待できるものは、自己研鑽としての CPD の性格に必ずしもそぐわないという理由から、認定しない。

(3) インターネットによる講習会について

・eラーニング講習会「建築物の振動に関する居住性能評価指針」の受講確認について

本人しか知らないパスワードでのアクセス記録が取れるため、それをもって受講確認とする。受講者名簿については、定期的にプロバイダが事務局に報告する。

(4) 商品説明会について

・フィルム・シート材料展示研修会

スケジュール・内容について資料を提出していただき、商品説明・展示見学の時間をのぞき認定とした。

(2) 講習会実施中に行うこと（CPD 受付の設置等）

講習会当日、会場に CPD 受付を設置し、受講者に対し本講習会が建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムである旨を説明してください。

また、受講者の中で CPD 制度に参加している方に、出席者名簿へ記入をしていただきます。その他、必要に応じて制度案内資料を配布します。[名簿の記入方法の詳細については、

**参考3** 出席者名簿の記入方法 参照]

※出席者名簿には、プログラム ID を記入します。

**参考3** 出席者名簿の記入方法（建築技術教育普及センター作成資料）

- ・建築 CPD 情報提供制度は、制度参加登録者が当制度の認定プログラムに出席し、プログラム実施会場受付に設置された下記の「建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿」（以下、「出席者名簿」という）に、12桁の「参加者 ID\*」及び「姓（カナ）」・「名（カナ）」を記入することによって、出席記録（単位）が登録される制度です。
- ・「参加者 ID\*」及び「姓（カナ）」・「名（カナ）」等が判別できないときは、受講記録が登録されないことがあります。

**出席者名簿 記入方法等**

**認定プログラム講習会「〇〇と設備」**

**建築CPD情報提供制度認定プログラム出席者名簿**

プログラムID : 00009999  
 主催者 : 〇〇学会  
 実施日時 : 平成20年6月30日 18:00 ~ 20:00  
 会場 : 〇〇会館大ホール

●講師用記入欄

	建築CPD情報提供制度参加者ID ※	姓(カナ)	名(カナ)	講師(H)	受講(H)
例	000000123456	ケンチウ	タロウ	2.0	1.0
1					
2					
3					
4					

講習会等の講師をした場合は、この欄に12桁の「参加者 ID\*」を記入する。

講習会等の講師をした場合は、この欄に姓・名を必ずカナで記入する。

講習会等の講師をした時間を記入する。

講師を行った前後にその講習会を受講した際は、この欄に受講した時間を記入する。（受講しなかった場合は、記入しない。）

●受講者用記入欄

	建築CPD情報提供制度参加者ID ※	姓(カナ)	名(カナ)
例	000000456789	セツビ	ハナコ
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

講習会等を受講した際は、この欄に12桁の「参加者 ID\*」を記入する。

講習会等を受講した際は、この欄に、姓・名を必ずカナで記入する。

**\* 参加者 ID の記入について**

- ① 建築 CPD 情報提供制度の 12 桁の「参加者 ID」を持っている方は、参加者 ID を記入する。
- ② 建築士会の CPD 制度に参加されている方は、11 桁の建築士会の CPD 番号を記入する。
- ③ 上記①、②の番号が不明の方は、建築（設備）士番号をご記入する。ただし二級・木造建築士の方は、建築士の種別と登録都道府県及び建築士番号を記入する。  
 例) 二級 東京都 98765 / 木造 東京都 9876
- ④ 上記①、②、③の番号が不明の方は、とりあえず姓・名のみ記入し、後ほど受講者が直接（公財）建築技術教育普及センターへ ID を連絡する。

※ 他の参加団体の会員番号等を記入しても、受講記録が登録されません。

### (3) 講習会実施後に行うこと（出席者名簿の送付）

講習会実施後、2週間以内に出席者名簿を建築技術教育普及センターへ、メールもしくはFAX等\*で提出します。受講記録の登録には、出席者名簿提出から1週間～3週間程度かかります。

提出先：建築 CPD 運営会議事務局（(公財)建築技術教育普及センター内）  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビルディング）  
TEL：03-5524-3105 FAX：03-5524-3223  
E-mail：k-cpd@jaeic.or.jp

## 4-2 受講者が制度に参加するための手続き

CPD 認定プログラムに出席した方が、本制度を利用するためには、単にプログラムに出席するだけでなく、事前に参加登録申請を行う必要があります。ここでは、本制度への参加を希望する方が行う具体的な手順について説明します。

### (1) 参加登録申請

本制度に参加するためには、参加登録申請が必要となります。建築士事務所協会のみ加入している会員の方は、所属する建築士ごとに、建築技術教育普及センターへ建築 CPD 情報提供制度への参加登録をします。[登録申請についての詳細は、[参考4](#) [参加登録](#) 参照]

なお、建築士会、JIA(日本建築家協会)、建築設備士関係団体 CPD 協議会、(一財)建設業振興基金の CPD 制度に参加されている方(各団体 CPD 制度参加登録時に、建築 CPD 情報提供制度への同時参加をしなかった場合を除く)および APEC エンジニア資格者、APEC アーキテクト資格者については、既に建築 CPD 情報提供制度に参加していることとなるため、参加登録申請は不要です。詳細については、各団体へお問い合わせください。

#### **参考4** 参加登録（建築技術教育普及センター作成資料より作成）

建築 CPD 情報提供制度を利用するためには、制度への参加登録申請が必要です。

原則として、参加登録申請は、建築士会、JIA(日本建築家協会)、建築設備士関係団体 CPD 協議会、建設業振興基金の CPD 制度に参加している方及び参加を希望する方が対象で、所属している団体等において行います。詳細については、各団体等にお問い合わせください。

なお、上記以外の方（建築士事務所協会の会員事務所に所属する建築士）については、下記「2. 1 参加登録申請手続き」により参加登録申請を受付けます。

### 2. 1 参加登録申請手続き

#### (1) 受付について

##### ① 受付時期

郵送により、随時受付けています。

##### ② 参加登録申請に必要な書類

- ・ 建築 CPD 情報提供制度参加登録・登録内容変更兼用申請書（様式1※）

※ (公財) 建築教育センターHP内、建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度参加登録希望者用マニュアルよりダウンロードできます。

- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し（申請書の裏面に糊付けしてください。）

### ③ 参加登録申請手数料

申請の際には、下記の手数料を承ります。

4, 114円 (消費税込)

#### ○手数料内訳

- ・登録手数料 : 1, 029円 (登録初年度のみ)
- ・データ管理手数料 : 3, 086円/年 (4月1日から翌年3月末日を1年とします。)

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込みください。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 00120-8-21575  
加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「**建築 CPD 参加登録手数料**」と記入してください。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

### ④ 申請書の送付先

「②登録申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送してください。

送付先：(公財)建築技術教育普及センター内  
建築 CPD 運営会議事務局登録申請係  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビル10F)

## (2) 参加登録の完了

建築 CPD 情報提供制度参加登録申請書及び参加登録手数料を確認後、参加者 ID とパスワードの記載された完了通知及び JAEIC 建築 CPD 情報提供制度参加者カードを建築技術教育普及センターより郵送いたします。参加者 ID とパスワードは、CPD 情報システムを利用するために必要となります。

## 2. 2 建築 CPD 情報提供制度参加者カード再発行手続き

### ① 受付時期

随時受付けています。

### ② 再発行申請に必要な書類

- ・建築 CPD 情報提供制度参加者カード再発行申請書 (様式 5※)

※ (公財) 建築教育センターHP内の、建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度参加登録希望者用マニュアルよりダウンロードできます。

- ・郵便振替払込請求書兼受領証の写し (申請書の裏面に糊付けしてください。)

### ③ 再発行手数料

申請の際には、下記の手数料を承ります。

1, 029円 (消費税込)

郵便振替口座等については、2. 1 (1) ③参照

### ④ 申請書の送付先

2. 1 (1) ④参照

## (2) CPD 実績の登録、確認および証明

建築 CPD 実績は、建築 CPD 運営会議事務局にて管理します。個人の CPD 実績は運営会議ホームページ ([https://jaeic-cpd.jp/login\\_user.php](https://jaeic-cpd.jp/login_user.php)) で確認できます(後述の参考5 4. 3)。また、ご希望により建築 CPD 実績証明書を発行することができます。[実績の登録等についての手続きの詳細は、参考5 建築 CPD 実績の登録、確認及び証明 参照]

参考5 建築 CPD 実績の登録、確認及び証明 (建築技術教育普及センター作成資料より作成)

### 4. 1 建築 CPD 実績の登録・管理

建築 CPD 実績は、下記①～③により、建築 CPD 運営会議事務局において管理します。

#### ① 建築 CPD 実績の登録\*

建築 CPD 情報提供制度に登録している建築士等が建築 CPD 運営会議の認定している講習会等に出席し、所定の名簿に氏名、参加者 ID (参加登録時に発行される「JAEIC 建築 CPD 情報提供制度参加者カード」の12桁の番号) を記載することにより、学習内容(認定講習会等名称、日時、形態、分野、学習単位等)が、データとして保存されます。

なお、講習開催時の CPD 出席者名簿に、参加者 ID・氏名を未記載、もしくは記載が不正確で判読できないという場合は登録されません。

※講習実施者から提出される CPD 出席者名簿により登録されるため、講習会実施から登録までに1か月以上かかる場合があります。

#### ② 建築 CPD 実績の単位

認定単位は、実時間(講習会であれば、休憩時間を除いた講習時間)とします。

#### ③ 建築 CPD 実績の保存期間

建築 CPD 実績の保存期間は、5年間とします。

### 4. 2 建築士法22条の2で規定された建築士定期講習の建築 CPD 実績の登録

上記の建築士定期講習は、建築士法に定められた講習であり、複数の登録講習機関が同講習を実施しております。多くの登録講習機関が実施する建築士定期講習については、認定プログラムとして同講習が実施されております。しかし、プロバイダ登録をしていない登録講習機関が実施する同講習については、認定プログラムとなっていない場合があります。

具体的には、東京土建 ATEC、埼玉土建建築支援センターの実施する同講習については、認定プログラムとして実施されていないため、CPD 実績とするためには、自己申請手続きが必要となります。詳細は下記「○認定プログラムでない場合」をご確認ください。

#### ○認定プログラムの場合

建築士定期講習を受講し、修了考査を受験すると6時間の CPD 単位が取得できます(合否は関係ありません)。なお、修了考査を未受講の場合、6時間の CPD 単位は取得できません。

※平成26年4月より、建築士定期講習の出席者名簿(CPD 受付)の設置及び建築技術教育普及センターへの提出は不要となっております。同講習の修了考査で受講確認が図れるためです。

#### ○認定プログラムでない場合 → CPD 実績とするためには、自己申請手続きが必要

以下は、認定プロバイダ(講習会等実施者)登録をしていない登録講習機関(東京土建 ATEC、埼玉土建建築支援センター)の建築士定期講習を受講し、CPD 単位の取得を希望する者のみに

関係する内容です。

#### (1) 自己申請の手続き

自己申請受付期間は、該当する建築士定期講習を実施した翌年度末までとなります。自己申請手続きを希望される方は、事前に下記「④申請書の送付先」までご連絡ください。

##### ① 受付期間と登録日

随時受付をし、登録を行います。

##### ② 自己申請に必要な書類

- ・ 建築士法 22 条の 2 に規定された定期講習の CPD 実績登録申請書（書式 6 ※）

※（公財）建築教育センターHP内の、建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度参加登録希望者用マニュアルよりダウンロードできます。

- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し（申請書の裏面に糊付けしてください。）

- ・ 修了証の写し

##### ③ 自己申請手数料

建築 CPD 実績証明書発行（4. 4（1）③発行手数料 5 1 5 円）と同時に申請する場合は、手数料は無料です。自己申請手続きのみの場合には、下記の手数料を承ります。

5 1 5 円（消費税込）/講習会件数

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込みください。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 0 0 1 2 0 - 8 - 2 1 5 7 5

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「**建築 CPD 建築士定期講習自己申請手数料**」と記入してください。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

##### ④ 申請書の送付先

「②自己申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送してください。

送付先：（公財）建築技術教育普及センター内

建築 CPD 運営会議事務局登録申請係

〒1 0 4 - 0 0 3 1 東京都中央区京橋 2 - 1 4 - 1（兼松ビル 1 0 F）

TEL 0 3 - 5 5 2 4 - 3 1 0 5

##### ⑤ 建築 CPD 実績登録

申請書が事務局に届いてから 1 0 営業日後には登録されます。

#### 4. 3 建築 CPD 実績の確認及び推奨認定時間数

CPD 情報システムを利用することにより、建築 CPD 実績の確認を行うことができます。利用方法については、（公財）建築技術教育普及センターホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）上のマニュアルをご覧ください。

建築 CPD 情報提供制度 推奨認定時間数：年間 1 2 認定時間

※企業内研修については、年間 2 0 認定時間が実績証明可能時間の上限です。



#### 4. 4 建築 CPD 実績証明書の発行

ご希望により、建築 CPD 実績証明書を発行いたします。

建築 CPD 実績証明書の発行申請は、所属団体に係わらず建築 CPD 運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）で受け付けます。建築 CPD 実績証明書は、建築士事務所の総認定時間数（所属建築士の認定時間数を合計したもの）の証明書となり、参加登録者個人名義の証明書の発行は行いません\*。発行については、次により申請を行ってください。

※建築 CPD 情報提供制度に参加している建築士個人の「建築士番号、氏名及び認定時間数」は表示されます。

##### (1) 受付

###### ① 受付時期

郵送により、随時受け付けています。

###### ② 発行申請に必要な書類

- ・ 建築 CPD 実績証明書発行申請書（様式 2\*）

※（公財）建築技術教育普及センターHP内の、建築 CPD（継続能力/職能開発）情報提供制度参加登録希望者用マニュアルよりダウンロードできます。

- ・ 郵便振替払込請求書兼受領証の写し（申請書の裏面に糊付けしてください。）
- ・ 返信用封筒（宛名を記載した定型の封筒。速達で返信を希望する場合は 280 円切手を貼付してください。）

###### ③ 発行手数料

発行の際には、下記の手数料を承ります。

1 名につき 5 1 5 円

郵便局に設置の払込取扱票を使用し、下記の払込先に払い込みください。

なお、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えるものとします。

払込先：口座番号 00120-8-21575

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

払込取扱票の通信欄に「建築 CPD 実績証明書手数料」と記入してください。

※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

###### ④ 申請書の送付先

「②発行申請に必要な書類」を下記の送付先に郵送してください。

送付先：（公財）建築技術教育普及センター内

建築 CPD 運営会議事務局実績証明書発行係

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1（兼松ビル10F）

TEL 03-5524-3105

##### (2) 発行にかかる期間について

原則、受付した日（郵送の場合、到着日）の二営業日後に普通郵便にて発送します。時間に余裕を持って申請をお願いします。

## 5. 建築 CPD 情報提供制度を活用している地方整備局及び地方公共団体等

国土交通省北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局、各地方整備局及び地方公共団体における現在の建築 CPD 情報提供制度の活用状況は表 5 のとおりです。

国土交通省は、平成 20 年より 官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の受注者選定に際し、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績を判断基準の一つとして活用しています。また、都道府県及び市町村等の地方公共団体においても、設計・工事監理入札、建設工事入札における受注者選定及び入札参加資格審査等において、本制度の活用が広がっています。

建築士事務所協会としては、地方公共団体等における本制度の活用をさらに拡大していくための働きかけとして、共同要望等を継続して行っているところです。

表5：建築 CPD 情報提供制度を活用している地方整備局及び地方公共団体等一覧

(平成25年10月現在)

採用機関等	活用対象				
	設計・工事監理 入札における活用	建設工事 入札における活用	入札参加資格 審査における活用	その他	
国	国土交通省北海道開発局	○	○		
	国土交通省東北地方整備局	○	○		
	国土交通省関東地方整備局	○	○		
	国土交通省中部地方整備局	○	○		
	国土交通省北陸地方整備局	○	○		
	国土交通省近畿地方整備局	○	○		
	国土交通省中国地方整備局	○	○		
	国土交通省四国地方整備局	○	○		
	国土交通省九州地方整備局	○	○		
	内閣府沖縄総合事務局	○	○		
	都道府県	北海道	○	○	
青森県			○		
岩手県				○	
宮城県		○	○		
秋田県			○		
山形県			○		
福島県			○		測量等委託業務(総合評価方式)
茨城県		○			
群馬県		○			
千葉県			○		
新潟県			○		
長野県		○	○		
富山県			○		
福井県			○		
岐阜県			○		
静岡県			○		建設関係業務(総合評価落札方式)
愛知県		○	○		
三重県		○	○		
滋賀県			○		
京都府			○		
大阪府		○			
兵庫県		○		○	
奈良県				○	
和歌山県		○			
鳥取県				○	
広島県		○	○	○	
徳島県			○		
福岡県		○			
佐賀県		○			
長崎県			○		
沖縄県	○	○			
市町村	さいたま市		○	○	
	千葉市		○		建設コンサルタント等業務委託(総合評価落札方式)
	新潟市	○			
	甲府市		○		
	金沢市		○		
	名古屋市	○			
	津市	○			
	京都市		○		
	神戸市		○		
	広島市		○	○	
	山口市		○		
	徳島市		○		
	松山市			○	
高知市		○			

\* 詳細については、各公共団体のホームページ等をご覧ください。

## 6. Q & A

No	Q	A	参照
1	私は建築士事務所協会の会員事務所に所属する建築士ですが、建築 CPD 情報提供制度に参加するためにはどのような手続きが必要ですか？	<p>所属する建築士ごとに、(公財)建築技術教育普及センターの建築 CPD 情報提供制度へ参加登録することが必要です。</p> <p>ただし、下記に該当する方(各団体の CPD 制度参加登録時に、建築 CPD 情報提供制度への同時参加を選択しなかった場合を除く)については、既に建築 CPD 情報提供制度に参加していることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士会の CPD 制度参加者</li> <li>・ JIA(日本建築家協会)の CPD 制度参加者</li> <li>・ 建築設備士関係団体 CPD 協議会の CPD 制度参加者</li> <li>・ (一財)建設業振興基金の CPD 制度参加者</li> <li>・ APEC エンジニア資格者、APEC アーキテクト資格者</li> </ul>	<p>4-2 参考 4 (p. 11)</p>
2	「建築 CPD 情報提供制度」と建築士会や JIA の CPD 制度とはどう違うのですか？	<p>「建築 CPD 情報提供制度」は、(公財)建築技術教育普及センターが事務局として、国土交通省・学識経験者を含む関係団体で構成される「建築 CPD 運営会議」が運営しているものです。建築士会や JIA 等の CPD 制度は、各々の建築関係団体が独自に運営している制度となります。</p> <p>公共工事に関する設計等の品質を確保する観点から、プロポーザル方式、総合評価方式等において、担当技術者等の評価を行う上での判断基準として、「建築 CPD 情報提供制度」の CPD 実績を採用することが、今後さらに広がっていくことが想定されます。</p>	<p>2-3 (p. 3)</p>
3	建築士定期講習は CPD 単位として認定されますか？	平成23年4月1日より、建築士定期講習は「建築 CPD 情報提供制度」の CPD 実績対象となりました。	<p>4-2 参考 5 (p. 13)</p>
4	管理建築士講習は CPD 単位として認定されますか？	<p>「建築 CPD 情報提供制度」では、管理建築士講習は、資格取得講習であること、一度受講・修了すれば生涯有効であるため、受講するタイミングによって制度参加者間で不公平感が出てしまう等の理由から、CPD 実績対象としておりません。</p> <p>なお、建築士会 CPD 制度では、CPD 実績対象としております。</p>	<p>2-3 (p. 3)</p>
5	個人の CPD 実績はどのように表記されるのですか？	<p>CPD 実績は、単位表示ではなく、受講実績の認定時間数が示されます。</p> <p>CPD 情報システム：HP (<a href="http://www.jaeic.or.jp/cpdsystem.htm">http://www.jaeic.or.jp/cpdsystem.htm</a>) で確認することができます。</p>	<p>参考 5 (p. 13)</p>
6	実績証明書で表されている実績データはどの位の期間管理されるのですか？	実績証明書は必要な期間を申請することができますが、実績データは概ね5年間建築技術教育普及センターで管理されています。	<p>参考 5 (p. 13)</p>
7	実績証明書に建築士事務所としての CPD 実績はどのように表示されるのですか？	建築 CPD 情報提供制度に参加している建築士個人の「建築士番号、氏名及び認定時間数」が表示されます。建築士事務所の総認定時間数(所属建築士の認定時間数を合計したもの)も記載されています。	<p>4-4 (p. 15)</p>
8	実績証明書のデータは直近の履修実績は反映されるのですか？	通常、講習開催後1週間～3週間後にデータが更新されます。ただし、今後開催される講習等の状況によっては、反映される期間に変更がある場合があります。	<p>4-1 (p. 11)</p>
9	私は建築士会の CPD 制度参加者ですが、建築士会の CPD 制度のバーコード・シールはないのですか？	建築士会の CPD 制度のオープン化に伴い変更となり、出席記録の登録については、基本的にはバーコード・シールではなく、出席者名簿への記入もしくはカードリーダー方式による対応をすることになりました。なお、詳細については、所属の建築士会にお問い合わせください。また、他制度の CPD 制度については、各団体のホームページ等をご覧ください。	

# 建築 CPD 情報提供制度の活用への手引き

[平成 26 年度版]

---

発行日 平成 26 年 7 月

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2 丁目 2 番 6 号 八丁堀 N F ビル 6 F

電話：03-3552-1281